

川口総合文化センター・リリアにおける 自動販売機設置に係る仕様書

1 設置場所及び台数

- (1) 住 所 川口市川口 3-1-1
- (2) 施設名 川口総合文化センター・リリア
- (3) 台 数 12台
- (4) 設置場所

B 1階	地下駐車場	1台		
1階	タワー棟	1台	ホール棟	1台
2階	タワー棟	1台	ホール棟	1台
3階	タワー棟	1台	ホール棟	1台
4階	タワー棟	1台		
5階	タワー棟	1台		
6階	タワー棟	1台		
7階	タワー棟	1台		
11階	タワー棟	1台		

詳細は別紙図面のとおり

2 契約期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（2年間）

※ただし、令和8年4月1日は川口総合文化センター・リリアのプレオープン日であることから具体的な日程は公益財団法人川口総合文化センター（以下「財団」という。）と設置事業者（以下「事業者」という。）で協議とし、財団が指定する日時に行うこと。

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに、事業者の遵守事項

(1) 自動販売機の大きさ

おおよそ幅：1,400mm×奥行950mm×高さ2,000mm 以内

(2) デザイン（外観色を含む）

周辺環境に配慮したものとし、販売商品に無関係な広告宣伝等の表示は不可とする。

(3) 環境対策

①省エネルギー

ピークカット機能等消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種であること。

②ノンフロン

二酸化炭素、炭化水素等を冷媒として採用した機種とすること。

(4) 利用者への配慮事項

①身体的

ユニバーサルデザインタイプの機種とすること。

②決済機能

I C 決済機能に対応した機種とすること。

③現金

500円硬貨及び1,000円紙幣や使用できる機種で、現行の最新紙幣に対応可能な機種を設置すること。

(5) 災害対応

設置する自動販売機の内、2台程度を災害発生等による停電及び緊急時の際に無料で飲料を提供できる災害対応型の機種とすること。

設置場所は財団が指定した場所とする。

※災害時に即時対応するため、操作用の鍵等については財団が管理する場合があることを了承すること。

(6) 安全対策

①転倒防止

「自動販売機の据付基準」(JIS 規格) 及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売システム機械工業会作成) を遵守した措置を講じるものとする。

②食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法) 及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準) 等を遵守し、販売の衛生管理に万全を尽くすこと。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造硬貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。また、「自販機堅牢化基準」(日本自動販売システム機械工業会作成) を遵守し、犯罪防止に努めること。

(7) 自動販売機の設置及び管理運営

①設置

設置及び撤去に伴う工事費等の一切は事業者の負担とする。

②管理

設置業者は、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などをを行うものとする。

③商品品質

設置業者は、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うものとする。

④保守

設置業者は、専門技術サービス員による保守業務を隨時行い、自動販

売機の適正な維持に努めるほか、故障時には即時対応するものとする。

⑤トラブル対応

人身、物損、盜難、紙幣・硬貨のつまり、商品の不良、その他事故等のトラブルについては、事業者が当事者に対し、責任と誠意をもって迅速に解決すること。また、事業者は常に連絡の取れる連絡先を明確に表示すること。

⑥使用電力計測

設置業者は、自動販売機に使用電力量が計測できる子メーターを設置するものとする。設置費用は事業者の負担とする。

⑦補充・点検等の作業時間

原則9～22時までの間で作業を行うものとし、メインホール内に設置する自動販売機についての作業は予め財団と協議し、作業が可能な日時を調整の上、実施するものとする。(例：ホールの空き日、または空き時間での作業を行う等)

(8) 使用済み容器の回収

①回収ボックスの設置

原則として自動販売機1台に1個の割合で自動販売機脇に設置するものとする。ただし、スペースの都合などにより設置が困難な場合はこの限りではない。

②使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法など、関係法令に基づいて適切に処理するものとする。

4 販売商品の種類・価格等

- (1) 販売商品は、清涼飲料水以外の販売は行わないこと。
- (2) 酒類及びノンアルコール飲料は不可とする。
- (3) 販売価格については市場価格の及び周辺の実勢価格と均衡を図ることとし、定価以下とする。ただし、7階に設置する1台のみ、前述の価格から10～20円引した価格設定とする。
- (4) 適時、商品の見直しを図ることとし、冬季には温かい飲料を販売するなど、時節に応じた商品対応を行うこと。
- (5) 1台の自動販売機内で複数の飲料メーカーの製品を陳列し販売すること。
- (6) 商品種別は缶・瓶・ペットボトル・紙パックとする。

5 財団への支払いについて

事業者は自動販売機設置について、以下を財団に支払うものとする。支払いは4月から9月までの期間は10月末まで、10月から翌3月までの期間は4月20日までに指定口座に振り込むものとし、振込に要する費用は事業者の負担とする。

また、売上金額については毎月末締め、翌月10日までに財団に報告するものとする。

(1) 電気料金

各自動販売機の使用電力量に基づき、財団が定めた額とする。

(2) 売上金額（消費税含む）に提案額（%）を乗じた額

6 費用負担

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は事業者が負担する。

7 設置場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して財団の確認を受けなければならない。また、川口市行政財産の使用が許可されない場合は、本契約をその時点で終了することから設置業者は自動販売機を撤去するものとする。

8 自動販売機設置に伴う事故

財団の責に帰する事由を除き、事業者がその責を負うものとする。

9 自動販売機及び商品等の盗難・破損

(1) 財団の責に帰することが明らかな場合を除き、財団はその責を負わない。

(2) 事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損した時は、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。また、修理期間中は代替品を無償にて支給すること。

10 その他

(1) 事業者は、財団が許可した施設の該当箇所を許可なく第三者に転貸してはならない。

参考資料1) 令和5年度川口総合文化センター館内売上総額
(令和5年4月～翌2月まで11カ月)
※自動販売機設置台数 施設内外を含め30台

4月 1, 338, 920円	10月 1, 670, 850円
5月 1, 304, 900円	11月 1, 676, 780円
6月 1, 230, 710円	12月 1, 257, 230円
7月 1, 583, 000円	1月 1, 161, 010円
8月 2, 032, 880円	2月 1, 330, 720円
9月 1, 402, 020円	3月 ※改修工事により休館

総額 15, 989, 020円

参考資料2) 令和5年度川口総合文化センター年間入場者数
ホール棟 359, 732 人
タワー棟 76, 333 人 総数 436, 065人

なお、上記参考資料については、大規模改修工事以前の最終年度にあたる令和5年度の実績値であるため、本件については自動販売機の設置台数、貸し出し施設、テナント等は当時と本件の募集時点では異なる。